

第Ⅱ期リサイクル館かしはら
長期包括運営委託事業

実 施 方 針

令和5年 1月

櫃 原 市

目 次

I	事業概要に関する事項	1
1	事業内容	1
2	受注者が実施する業務の範囲	5
3	市が実施する業務の範囲	12
II	民間事業者の募集及び選定に関する事項	14
1	募集及び選定スケジュール（予定）	14
2	応募者の参加資格要件等	14
3	応募者の審査及び選定	17
4	応募に係る提出書類	18
5	応募者に対する情報等の提供	18
6	落札後の手続き	18
7	著作権	19
III	受注者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	20
1	想定されるサービスの水準・仕様	20
2	想定されるリスク及び分担	20
3	市による事業の実施状況の監視	20
IV	事業実施計画等の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項	22
V	事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項	23
1	基本的な考え方	23
2	契約保証金等	23
VI	その他事業の実施に関し必要な事項	24
1	実施方針に関する意見・質問の受付	24
2	実施方針に関する意見・質問への回答	24
3	実施方針の変更	24
	(添付資料)	
	添付資料① 事業に係るリスク分担	25
	添付資料② 委託費支払方法の概要	26
	添付資料③ 実施方針に関する意見・質問書	29

橿原市（以下「市」という。）は、リサイクル館かしはら（以下「本件施設」という。）において、第Ⅱ期リサイクル館かしはら長期包括運営委託事業（以下「本事業」という。）を実施する。本実施方針は、本事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、市の方針を定めるものである。

I 事業概要に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名

第Ⅱ期リサイクル館かしはら長期包括運営委託事業

(2) 施設の概要

図表1-1 施設概要

施設名称	リサイクル館かしはら（資源化・破砕処理）
所在地	奈良県橿原市東竹田町 1-1
都市計画	用途地域 指定無し その他都市施設（ごみ処理場） 防火地域 指定無し
敷地面積	14,751.36 m ² ＋敷地（駐車場）
建築面積	リサイクル館かしはら （資源循環課 所管） 5,484.52 m ²
延床面積	リサイクル館かしはら （資源循環課 所管） 9,371.23 m ²
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上3階・地下1階
竣工年月	平成13年2月
設計・施工	株式会社 I H I

構成施設	リサイクル施設	<p>① 破砕機形式：二軸剪断低速回転式破砕機、堅型高速回転式破砕機</p> <p>② 処理能力：47t/5h（粗大・不燃ごみ 34t、ビン・カン 11t、ペット・プラボトル 2t）</p> <p>③ 処理対象物：不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ （カン、ビン、ペットボトル、プラスチックボトル、新聞、雑誌類、ダンボール）有害物（蛍光灯、電球、乾電池、水銀体温計等）、使用済小型電子機器等</p> <p>④ 分別種類</p> <p>ア 破砕系統：4分選別（鉄類・アルミ類・不燃残渣・可燃残渣）</p> <p>イ カン・ビン系統</p> <p>◆カン類：2種選別・圧縮成形（スチール缶・アルミ缶）</p> <p>◆ビン類：4種類別（白、茶、その他カレット、ガラス残渣）</p> <p>ウ プラボトル系統：2種選別・圧縮梱包（ペットボトル・プラボトル）</p> <p>エ 保管系統</p> <p>◆古紙類：3種類選別（新聞、雑誌類、段ボール）</p> <p>◆その他 有害物（蛍光灯、電球、乾電池、水銀体温計等） 雑線、羽毛ふとん、使用済小型家電</p> <p>⑤ 受入供給設備：（ごみ計量機） ロードセル方式 30 t × 2 基</p> <p>⑥ 給水設備：上水</p> <p>⑦ 排水処理：洗車排水、床洗浄水、生活排水（公共水域放流）</p> <p>⑧ 電気設備：</p> <p>ア 受電方式：高圧受電 6,600V 交流 3 相 3 線式</p> <p>イ 太陽光発電設備：出力 20kW，蓄電システム付 （平成 29 年 1 月設置）</p> <p>⑨ その他設備</p>
	付帯施設	<p>① 処理棟・プラザ棟（延床面積 8,362.64 m²）</p> <p>② 計量棟（延床面積 83.26 m²）</p> <p>③ ストックヤード棟（延床面積 340.62 m²）</p> <p>④ 車庫棟（延床面積 584.71 m²）</p> <p>⑤ 進入路、駐車場、駐輪場</p> <p>⑥ 植栽、門扉・囲障</p> <p>⑦ その他建築付帯設備※</p>
	その他	<p>・本件施設は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条 3 の 2 及び 3 の 3 の規定による防火対象物に該当する。</p>

※ 「その他建築付帯設備」とは、本件施設に付帯する照明、通信、換気、空調、エレベーター、消防、防犯・防災、電気、給排水、自動開閉扉、事務室、会議室、居室、浴室、トイレ等の設備及び備え付けの機器をいう。ただし、部屋を使用するにあたり使用者が自ら設置したものは除く。

(3) 施設の管理者

榎原市長 亀田 忠彦

(4) 事業目的

本事業は、本件施設に搬入される一般廃棄物を効率的かつ適正に処理することを目的とする。

(5) 事業概要

本事業は、収集ごみ、持込ごみ、許可ごみ及び他市ごみの処理を行うため、本件施設の運営維持管理業務等を実施する事業者として選定された単体企業又は応募グループ（以下「落札者」という。）によって設立された特別目的会社（本事業を実施することのみを目的として設立された会社）で市と事業契約に至った事業者（以下「受注者」という。）に、本件施設の運転、電気、上水道、ガス、燃料及び薬剤等（以下「用役」という。）の調達・管理、日常点検、定期点検、部品等の調達、補修（機器単体の修繕及び定期修繕）等（以下「運営維持管理業務」という。）を委託するものである。

市は、受注者が運営維持管理業務を行う期間（以下「運営期間」という。）にわたって本件施設を所有し、受注者は、本件施設を運営維持管理する。受注者は、本件施設の運営維持管理業務に必要な調達を自ら行うが、本件施設の設計・施工企業（吸収分割により事業承継した企業を含む。以下「施工企業」という。）からの調達が必要となる部品（以下「特定部品」という。）の調達に際して協力を求めることができ、その詳細は市と施工企業が取り交わす協定書に基づく。

落札者及び受注者は、令和5年度現在で本件施設の運営維持管理業務を実施している事業者（以下「既存運営維持管理事業者」という。）及び市から円滑に業務を引継ぐために必要な準備を行う期間（以下「事業準備期間」という。）にて、既存運営維持管理事業者等からの引継ぎを行う。また、受注者が本件施設にかかる募集要項の記載内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、これら乖離に基づく費用負担等を市へ請求できる期間（以下「乖離請求期間」という。）を設定する。

【ごみ呼称の定義】

収集ごみ：市が収集する不燃物、粗大ごみ、資源ごみ、有害物

持込ごみ：市及び市民が直接搬入する不燃物、粗大ごみ、資源ごみ、有害物、並びに事業活動に伴う一般廃棄物のうち直接搬入される粗大ごみ、資源ごみ

許可ごみ：市の許可業者が搬入する粗大ごみ、資源ごみ

他市ごみ：他自治体からの処理の依頼を受けて市が搬入を認めた不燃物、粗大ごみ、資源ごみ、有害物

本件廃棄物：収集ごみ、持込ごみ、許可ごみ及び他市ごみを含めたもの

処理対象物：本件廃棄物から処理不適物を除いたもの

処理不適物：本件施設で処理を行うことが困難又は不相当と判断される廃棄物

① 事業期間等

落札者による準備期間、事業準備期間、乖離請求期間、運営期間及び事業期間は、次のとおりとする。

- ・落札者による準備期間：基本協定締結日から事業契約締結日の前日まで
- ・事業準備期間：事業契約締結日から令和6年3月31日まで
- ・乖離請求期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- ・運営期間：令和6年4月1日から令和20年3月31日まで 14年間
- ・事業期間：事業契約締結日から令和20年3月31日まで

② 契約の形態

市は、落札者によって設立された特別目的会社と本件施設の運営維持管理業務に関して、事業契約を締結する。

③ 協定書の締結

市は、施工企業と特定部品の供給等に関する協定書を締結する。なお、協定書については、入札公告後に閲覧できるようにする。

(6) 関連法令等の遵守

受注者は、本事業の実施にあたり、本件施設の運営維持管理業務に係る関連法令等を遵守すること。

(7) 事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、以下を予定している。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ① 入札公告 | 令和5年5月下旬 |
| ② 事業者の選定、落札者の決定 | 令和5年5月～11月 |
| ③ 基本協定締結 | 令和5年12月 |
| ④ 特別目的会社の設立 | 令和5年12月～令和6年2月 |
| ⑤ 事業契約締結 | 令和6年2月 |
| ⑥ 事業準備期間 | 事業契約締結日～令和6年3月31日 |
| ⑦ 運営維持管理業務の開始 | 令和6年4月1日 |
| ⑧ 契約終了 | 令和20年3月31日 |

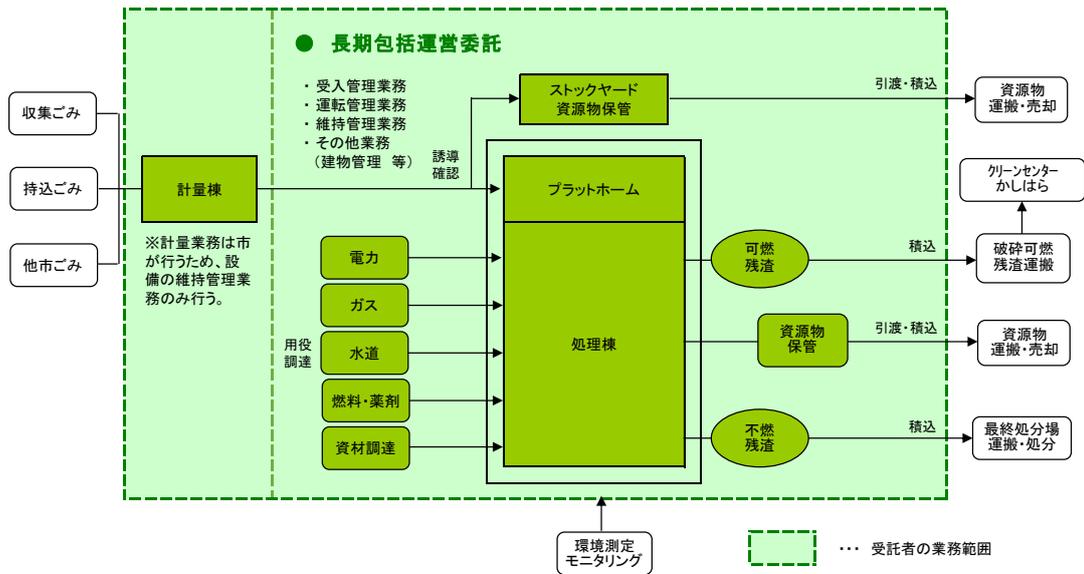
2 受注者が実施する業務の範囲

受注者が実施する主な業務は、次のとおりである。

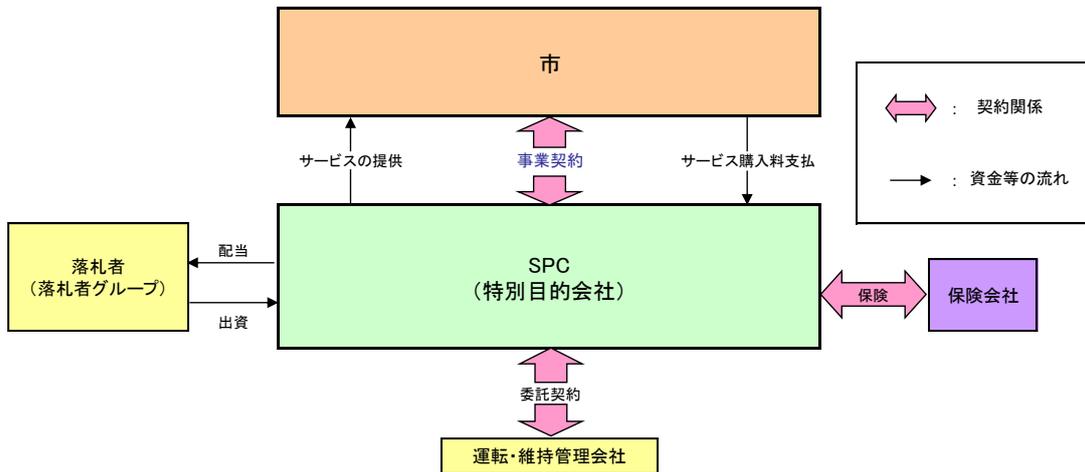
(1) 受注者が実施する主な業務の範囲

本事業において受注者が実施する業務範囲は次のとおりである。

受注者の業務範囲<施設部分>



事業スキーム<契約体系>



(2) 受注者が実施する業務内容

市と受注者との業務内容の区分の概要は下表のとおりである。詳細については別に定める。

項目	内容	市	受注者	
搬入・受付管理業務	収集ごみの搬入	家庭から排出されるごみの収集、運搬及び搬入を行う。	○	
	受付業務	計量棟における受付業務を行う。	○	
		ごみや処理残渣等を搬入・搬出する車両を記録・確認し、管理する。	○	
	料金徴収	ごみの直接搬入者から、料金を徴収する。 ごみ処理手数料徴収に係る通知・書類を作成する。	○	
	プラットホーム業務（受入管理業務）	搬入車両の確認・車両誘導等を行う。		○
		直接搬入ごみの処理不適物の混入確認を行う。		○
処理可否の判断、処理不適物の指導を行う。		○	△ ^{※1}	
運転管理業務	運転管理計画の策定	処理計画に基づき、施設の点検・補修等を考慮した運転計画を策定する。		○
		BCP 及び施設の運転操作等に関するマニュアルを作成する。		○
		運転員への教育訓練を行う。		○
	適正運転	関連法令等、公害防止条件等を満たすよう施設を運転する。		○
	用役の調達・管理	用役利用計画に基づき、電気・通信、上水道、ガス、等燃料、薬剤等を調達・管理する。(契約含む)		○
	資源物の売却	資源物の売却を行う。 資源物の売価に伴う収入を管理する。	○	
		資源物の積み込み作業を行う。		○
	処理残渣等の搬出	処理残渣等は、場内での積み込み作業を行う。		○
		処理残渣等の運搬・処分を行う。	○	
	環境測定	作業環境の測定分析を行う。		○
周辺環境（騒音・振動・臭気・排水・排気口の粉じん）の測定分析を行う。		○		

項目	内容	市	受託者	
維持管理業務	維持管理に伴う計画の策定		○	
			○	
		○	△ ^{※2}	
	点検・検査	点検計画により施設の点検・検査（法定点検・自主点検）を行う。		○
	補修・修繕	維持・補修計画により機器、設備の補修・修繕を行う。		○
	消耗品・予備品の調達、管理	運転に必要な消耗機材、予備品の調達、管理を行う。		○
市に必要な事務備品等の調達、管理を行う。		○		
施設性能の確認検査の実施	法定検査、機能検査、精密機能検査（第三者機関への委託）を実施する。		○	
その他業務	運営維持管理業務体制の構築	有資格者を配置し、運営維持管理業務に伴う業務体制を構築する。	○	
	情報管理	運転管理、用役管理、維持管理、環境管理等の結果について記録するとともに、報告書等を作成し、市に報告する。		○
		各種記録のデータを管理・保管する。		○
		施設に関する情報発信を行う。	○	△ ^{※2}
	施設見学	施設見学及び行政視察に対応する。	○	△ ^{※2}
		見学設備（展示物、備品等）を充実させ、その維持管理を行う。		○
	3R事業	市民啓発等イベント等を開催する。	○	△ ^{※2}
	住民説明	住民からの質問・苦情等に対し、説明等を行う。	○	△ ^{※3}
	建物、建築設備	建築物、その他付帯する建築設備、並びに道路、駐車場、外構等の敷地について維持管理を行う。		○
	清掃業務	施設内を常に清掃し、清潔に保つ。		○
		外構、植栽などの維持管理（除草、清掃等）を行う。		○
	安全管理	作業環境の安全管理に努める。 施設の防火管理に努める。		○
	警備	場内の警備体制を整備する。		○
重機	点検及び燃料確保を行う。		○	
	重機の確保・管理を行う。		○	
地元貢献	施設の運営において、市内雇用、市内企業の積極的な活用を行い、地元イベントへの参加等により地域社会との共生に努める。		○	
事業期間終了時	施設の解体撤去等を円滑に進めるため、運営期間終了時点で施設内の残留物（各種用役、受注者が所有する各種物品）について、排出・処分を行い、残留物の低減化を図る。		○	

※1 平常時は受注者が対応し、高度な判断や指導が必要な場合については、市が対応する。

※2 受注者は必要な支援を行う。

※3 受注者は初期対応及び必要な支援を行う。

(3) 特別目的会社の設立

落札者は、速やかに本店住所地为奈良県橿原市とした特別目的会社を設立し、市とこの特別目的会社において本事業の事業契約を締結すること。

(4) 運営維持管理業務の準備業務等

落札者は、事業準備期間開始までに、事業準備期間における本件施設の視察及び書類確認の計画書（以下「学習計画書」という。）を提出し、市に確認を受けること。

また、受注者は、運営期間における本件施設の運営維持管理の考え方並びに事業初年度における運営維持管理業務に係る運営マニュアル、運営維持管理計画、修繕計画書、財務計画書（以下「事業実施計画書」という。）、運営期間における事業実施計画書及び緊急事態が発生した際の事業継続計画書を提出し、市に確認を受けること。学習計画書、事業実施計画書及び事業継続計画書に記載すべき項目は、募集要項に示す。

(5) 運営維持管理業務

受注者は、以下の業務を自らの責任と費用において実施すること。

① 受入管理業務

ア. 処理対象物の受入れ

受注者は、搬入車両の確認及び車両誘導等を行い、搬入された処理対象物を適切にプラットホーム及びストックヤードに受け入れること。

イ. 処理対象物の確認

受注者は、搬入された本件廃棄物の処理不適物の混入について確認するとともに、処理不適物を発見した場合は排除すること。

ウ. 資源物の保管

受注者は、本件施設において搬入された資源物を本件施設内の市が指定する場所に保管すること。

エ. 有害物の保管

受注者は、本件施設において搬入された有害物を本件施設内の市が指定する場所に保管すること。

オ. 処理不適物の保管

受注者は、本件施設において搬入された処理不適物を本件施設内の市が指定する場所に保管すること。

カ. 不燃残渣の保管

受注者は、本件施設において搬入された不燃残渣（陶器類、コンクリート等）を本件施設内の市が指定する場所に保管すること。

② 運転管理業務

ア. 処理対象物の適正処理

受注者は、募集要項に示された環境関連の法規制や施設基準値等を遵守し、処理対象物の破碎処理、分別、選別及び保管を適正に行うこと。

なお、基準値については、募集要項に示す。

イ. 用役の確保

受注者は、本件施設の運転管理に必要な業務（燃料、薬剤等の用役調達を含む）を実施すること。また、本件施設において使用する電力、ガス、上水道について、電気事業者、ガス事業者、上水道事業者との契約を行い、用役を調達し、管理すること（料金の支払を含む）。受注者が必要となる通信、テレビ受信についても、同様とする。

なお、受注者は、「檀原市電力の調達に係る環境配慮方針」第6条に規定する入札参加資格を有する電気事業者から電力を調達すること。

ウ. 資源物の積込

受注者は、本件施設において発生した資源物について市が指定する場所に保管し、市が指定する車両等に積込みを行うこと。

エ. 有害物の積込

受注者は、本件施設において搬入された有害物について市が指定する場所に保管し、市が指定する車両等に積込みを行うこと。

オ. 可燃残渣等の積込

受注者は、本件施設において発生した可燃残渣（破碎残渣）を市が指定する車両等に積込みを行うこと。

カ. 不燃残渣の積込

受注者は、本件施設において搬入された不燃残渣（陶器類、コンクリート類）について市が指定する場所に保管し、市が指定する車両等に積込みを行うこと。

③ 維持管理業務

ア. 維持管理

受注者は、本件施設の機能を維持するために必要な定期点検及び補修を行うこと。なお、本件施設の維持管理に必要な業務（消耗機材、予備品の調達・管理を含む）を実施すること。なお、太陽光発電設備に係る補修（計画修繕等）については、受注者と協議の上、市が実施する。

イ. 新設機材の設置

受注者は、令和7年3月末までに計量棟出口付近に搬入車両のナンバーが確認できる監視カメラ（屋外）及びモニターを設置すること。詳細については、募集要項に示す。

ウ. 大規模修繕

市は、本件施設のこれまでの運営状況等から、法令変更等に伴う改造工事を除き、土木、建築の主要構造物の一種以上について行う過半の修繕及び設備、

配線、配管等の全面的な更新並びにプラント設備について、設備単位で行う全面的な更新（以下「大規模修繕工事」という。）は発生しないものと想定しており、受注者は、運営期間中に大規模修繕工事が発生しないように各種計画を策定し、維持管理を行うこと。ただし、運営期間中において、著しい技術的な革新等により本件施設で採用した技術の陳腐化等が認識できる場合は、大規模修繕工事を伴う改良工事等を提案することができる。市は、かかる提案がされた場合は、受注者と改良工事等の可否、内容及び条件等について協議する。

エ. 特定部品の調達等

受注者は、本件施設の施工企業から調達が必要となる特定部品については、その調達及び当該部品の定期点検、修繕について、市と施工企業との協定に基づき調達できる。

オ. 施設機能検査の実施

受注者は、本件施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、本件施設の機能状況等につき、機能検査を毎年1回以上、第三者機関に委託することによる精密機能検査を3年に1回以上行うこと。また、関連法令等に基づく法定点検を実施すること。

④ その他業務

ア. 運営維持管理体制の構築

受注者は、本事業の遂行に必要な有資格者を関係機関への届出期間及び引継ぎ期間等を考慮の上確保し、本件施設を適切に運転するための運営維持管理体制を構築すること。

イ. 事業活動に伴い発生する廃棄物の処理

受注者は、本件施設の運営維持管理業務の事業活動において発生する廃棄物を関連法令等に基づき適切に処理・処分すること。

ウ. 許認可取得への協力

受注者は、市が本事業を実施する上で必要となる許認可等を取得するにあたり、必要な協力を行うこと。

エ. 官庁等への各種提出書類の作成

受注者は、市が行う官公庁等への各種資料提出にあたり、資料等を作成すること。

オ. データの保管及び報告書の作成等

受注者は、本件施設の運営維持管理業務に係る日報、月報、年報を作成し、履歴情報、コストデータ、その他市が業務監視を行うために必要なデータの保管及び報告書の作成を行うこと。

カ. 見学に関する業務

受注者は、令和7年3月末までに小学4年生を主な対象とした環境教育に資

する啓発ツールの充実を図り、これらを含め本件施設の見学設備（展示物、備品等）の維持管理を行うこと。また、市が対応する本件施設の見学者及び行政視察に関して、必要な支援を行うこと。

なお、「スタジオくるりん」に係る見学者設備については、維持管理対象外とする。

キ．建物、建築設備等の維持管理

受注者は、本件施設の建築物、その他付帯する建築設備、本件敷地内の道路、駐車場、外溝、外灯、地下埋設物の工作物等について維持管理を行うこと。

ク．清掃及び植栽等の管理

受注者は、本件施設の清掃、本件敷地内の清掃及び本件敷地内の植栽の管理等の業務を生活環境及び景観に配慮して実施すること。

ケ．作業環境の測定

受注者は、本件施設内の作業環境の測定分析を行い、作業環境の保全に努めること。

コ．安全衛生管理及び警備

受注者は、本件施設及び敷地内の安全衛生管理及び警備業務を行い、防犯に努めること。なお、本件施設には防犯警備設備が設置されており、受注者は既存の警備会社との契約を引き継ぐことができる。

また、本件業務の遂行にあたり、新型コロナウイルスを始めとする各種感染症が本件施設内に蔓延しないよう対策を行うこと。仮に本件施設内で感染症が蔓延した場合においても、本件業務を継続できるよう事業継続計画書を策定すること。

サ．防火管理

受注者は、本件施設及び敷地内の防火管理を行うこと。

シ．重機

受注者は、本件施設の運営維持管理業務に必要とされる重機を確保し、その維持管理を行うこと。

ス．地域社会への貢献

受注者は、地域社会との共生に努め、市内雇用、市内企業の積極的な活用を行うこと。

セ．市が行う環境配慮活動への協力

受注者は、運営維持管理業務に際し、樫原市環境基本条例を遵守するとともに、市が実施する環境配慮活動に対し必要な支援を行うこと。

ソ．市が使用する設備の維持管理

市は、Ⅰ. 3「市が実施する業務の範囲」に示す業務、Ⅲ. 3「市による事業の実施状況の監視」に関する業務を実施するため、処理棟・プラザ棟・計量棟・車庫棟・ストックヤード棟・駐車場等を使用するが、これらの設備の維持管理

及び電力・ガス・水道等の調達についても受注者が行うこと。

タ. 施設利用に関する建物管理業務

プラザ棟においては、現在、貸館業務を行っている。なお、運営期間内に、貸館業務を中止し各居室を事業担当課以外の者に執務室等として使用させる場合においても、受注者は、使用される部屋の清掃、室内の建物設備の維持管理、廊下やトイレ、エレベーター等の共用部分の維持管理、電力・ガス・水道等の用役の提供等の業務を、使用者の執務に支障が生じないように行うこと。

チ. その他

受注者は、本件施設の運転管理業務を実施するにあたり、市が運営期間開始時に引き渡す消耗品、予備品、並びに貸与機器等を使用することができる。

(6) 事業期間終了時の取扱い

市は、本件施設について令和19年度までの稼働を予定している。事業期間終了後に市が解体撤去等を円滑に進めるため、受注者は市と協議の上、事業期間終了時点で本件施設内の残留物(各種用役、受注者が所有する各種物品)について、受注者自らの費用で排出・処分を行い、残留物の低減化を図ること。

なお、市の新たな施設整備の方針によって、本件業務への影響や新たな作業が生じる可能性がある。これらについて、受注者は協議に応じること。

3 市が実施する業務の範囲

市は、以下の業務を自らの責任と負担において実施する。

(1) 処理対象物となる一般廃棄物の搬入

市が収集する本件廃棄物を本件施設に搬入する。

(2) 本件廃棄物の受付

市は、計量棟において本件施設に搬入された本件廃棄物の受付業務（記録・確認・料金收受等）を行う。なお、ごみ処理に係る手数料は、市に帰属する。

(3) 処理不適物の搬出、処理・処分

市は、処理不適物を搬出、処理・処分する。

(4) 不燃残渣の搬出処分

市は、不燃残渣を搬出、処分する。

(5) 破碎可燃物の搬出処分

市は、破碎可燃物を搬出、処分する。

(6) 資源物の搬出、売却・処分

市は、資源物を搬出、売却、処分する。

(7) 有害物の搬出処分

市は、有害物を搬出、処分する。

(8) 環境測定の実施

市は、本件施設の運転管理に伴う環境測定（騒音・臭気・振動・水質及び排気口の粉じん）を実施する。

(9) 事業の実施状況の監視

市は、受注者により実施される運営維持管理業務の実施状況について、監視を行い、本件施設の維持管理の方法について受注者と協議し、必要に応じて事業実施計画書を本件施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。実施状況の監視は、本件施設に備えられた測定機器から得られる諸データ及び受注者が提出される各種実績報告書などにおいて行う。また、市は、必要に応じて本件施設に係る計測及び分析を行うことができる。

また、市は、自ら又は第三者に委託することにより、本件施設の運転性能を確認する。

(10) 苦情等に対する対応

市は、本件施設に関する住民等からの苦情等に対し、速やかに対応を行う。また、市は必要に応じ、受注者に対して協力要請を行うことができる。

(11) 見学者及び行政視察への対応

市は、本件施設の見学者及び行政視察などへの対応を行う。

(12) 委託費の支払

市は、本件施設の運営維持管理業務に要する対価（以下「委託費」という。）を運営期間にわたり受注者に支払う。委託費支払方法は、添付資料②「委託費支払方法の概要」のとおりである。なお、支払条件等の詳細については、募集要項(事業契約書(案))に示す。

(13) ごみの減量化、資源化の啓発・普及

市は、市民に対して広報活動及び啓発活動を行うことにより、ごみの減量化と資源化を推進するとともに、本件施設への処理不適物の混入を未然に防止するよう努める。

Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定スケジュール（予定）

民間事業者が募集要項に規定する本事業に参画するに足る資格を有していることを条件に、総合評価一般競争入札によって事業者を選定する。

現在、計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりである。

No.	項目	日程
①	入札公告	令和5年5月
②	募集要項（第1部）の公表	令和5年5月
③	募集要項（第1部）質疑の受付	令和5年6月
④	募集要項（第1部）質疑に対する回答	令和5年6月
⑤	参加資格確認申請書の受付締切	令和5年6月
⑥	参加資格確認結果の通知	令和5年6月
⑦	募集要項（第2部）の配布	令和5年6月
⑧	本件施設の視察及び参考資料の閲覧	令和5年7月
⑨	視察等を踏まえた質疑の受付	令和5年7月
⑩	視察等を踏まえた質疑に対する回答	令和5年7月
⑪	募集要項の改訂内容の通知（必要な場合）	令和5年7月
⑫	対話の実施	令和5年8月
⑬	入札書類（技術提案書・事業計画書等）の提出	令和5年9月
⑭	総合評価の実施	令和5年10-11月
⑮	落札者の決定	令和5年11月
⑯	基本協定締結	令和5年12月
⑰	特別目的会社の設立	令和5年12月～ 令和6年2月
⑱	契約締結	令和6年2月

2 応募者の参加資格要件等

入札に参加する企業又は応募グループ（以下「応募者」という。）は、以下の資格要件を全て満たすこと。また、市は応募者の資格を確認するため、資格審査を行う。

（1）応募者の構成

- ① 応募者は、本件施設の運営維持管理業務等を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。また、応募者は、応募企業、応募グループを構成する

企業（以下「構成企業」という。）、協力会社（応募企業又は構成企業以外の者で、事業開始後、受注者から運営維持管理業務の一部を請負又は受託することを予定している者をいう。）が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。

- ② 応募企業又は構成企業は、特別目的会社に出資を行い、本店住所地を奈良県橿原市とした特別目的会社を設立すること。
- ③ 応募グループにあつては構成企業から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業は代表企業を兼ねること。
- ④ 代表企業及び構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 応募企業又は構成企業が、他の応募企業又は構成企業となることは認めない。
- ⑥ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項に規定する関係会社に該当する各法人は、それぞれ他の応募者として参加することはできない。
- ⑦ 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

（2）応募者の参加資格要件等

① 参加資格に関する要件

応募者は、以下のすべての要件を満たすこと。

ア. 応募企業又は構成企業は、令和 5 年度橿原市入札参加資格者名簿に登録されている者であつて、本事業の資格審査申請書等の提出日から基本協定締結の日までの期間に、橿原市入札参加資格停止要綱（平成 14 年 11 月 1 日告示第 208 号）による入札参加資格等の停止措置を受けている者でないこと。

イ. 橿原市契約における暴力団排除に関する要綱（平成 24 年 7 月 18 日告示第 175 号）に基づく措置要件に該当する者でないこと。

ウ. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

エ. 本件資格審査書類提出日以前 2 年以内に電子交換所（旧：手形交換所）による取引停止処分を受け、又は 6 ヶ月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出していない者であること。

オ. 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号、以下同じ。）施行前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別精算開始の申立て、旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立て、旧会社更生法（昭和 27

年法律第 172 号) 第 30 条の規定による更生手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、旧会社更生法又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。)でないこと。

カ. 本事業に関する市の発注支援業務を受注した一般財団法人 日本環境衛生センター及び同法人が本業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面で関係がある者でないこと。

資本面で関係のある者とは、一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合をいい、人事面で関係のある者とは、一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。

キ. 3. (1)「委員会の設置」に記載する「檀原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会」の委員と現在、利害関係又は雇用関係のある者でないこと。

ク. 法人税、消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納している者でないこと。

② 業務実績に関する要件

応募者は以下のすべての要件を満たすこと。なお、応募グループで参加する場合は、構成企業全体で以下のすべての要件を満たすこと。

関連設備	要件
リサイクル施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体^{※1} が管理する一般廃棄物処理施設で高速回転式破砕機の運転・維持管理業務(定期修繕を含む)の元請実績^{※2}を有すること。 ・ 地方公共団体が管理する一般廃棄物処理施設で資源化設備(カン類、ビン類、ペットボトル等)について、運転・維持管理業務(定期修繕を含む)の元請実績を有すること。

※1 地方公共団体とは、地方自治法第 1 条の 3 に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)をいう。

※2 元請実績とは、自ら又は自らが構成企業となって設立した特別目的会社が、地方公共団体から直接に業務を請け負った実績をいう。

3 応募者の審査及び選定

応募者の審査及び選定については、以下の落札者決定基準及び落札者決定方法に従い、行う。

(1) 委員会の設置

市は、「檜原市執行機関の附属機関に関する条例」第2条の規定に基づき、「檜原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）を設置する。

(2) 落札者決定基準

落札者決定基準は、非価格要素と価格要素について定め、その詳細は募集要項に示す。

(3) 落札者の決定方法

落札者は以下の手順で決定する。評価方法等の詳細は募集要項に示す。

① 第1段階：資格審査

資格審査は、応募者から提出された資格審査申請書等を基に、応募者が2(2)「応募者の参加資格要件等」に示した要件を満たすことの確認を行う。審査に合格となった応募者のみ、次段階の非価格要素審査及び価格審査に参加できる。

② 第2段階：非価格要素審査及び価格審査

非価格要素審査では、応募者の提案のうち、落札者決定基準に沿った視点で事業者選定委員会において評価を行い、非価格要素点を算定する。非価格要素の審査基準や点数化の方法等については、募集要項に示す。

価格審査では、入札書に記載の金額が予定価格以下であることを条件に、算定式に基づき価格点を算定する。価格の点数化方法については、募集要項に示す。

③ 第3段階：総合評価

②の非価格要素点と価格点を合わせて総合評価点を算定する。総合評価点の算定方法等については、募集要項に示す。

(4) 落札者の決定

市は、事業者選定委員会での審査結果を踏まえ、最も高い総合評価点を得た応募者を、落札者とする。

(5) 審査結果の公表

市は、落札者の決定後、落札者及び審査結果を取りまとめて公表する。

4 応募に係る提出書類

応募者は、応募書類として、以下の書類を提出すること。なお、各書類の詳細については、募集要項に示す。

(1) 資格審査申請時の提出書類

- ① 審査確認申請書類
- ② 入札参加資格確認資料

(2) 資格審査合格後の提出書類

- ① 技術提案書
- ② 事業計画書
- ③ 入札書

5 応募者に対する情報等の提供

(1) 資料等の提供及び閲覧等

資格審査を通過した応募者は、守秘義務にかかる誓約書を提出することを前提として、市の保有する本件施設に関する資料のうち、市が必要と判断する資料の提供を受けること及び閲覧することができる。なお、各資料の詳細については、募集要項に示す。

(2) 本件施設の視察等

資格審査を通過した応募者は、市が必要かつ合理的と認める方法により本件施設を視察することができる。なお、本件施設の視察の詳細については、募集要項に示す。

6 落札後の手続き

(1) 基本協定の締結

市と落札者は、落札後、基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者は、本店住所地为奈良県橿原市とした特別目的会社を速やかに設立すること。

なお、応募企業及び構成企業以外の者からの特別目的会社への出資は認めない。

(3) 契約の詳細協議

市と落札者は、事業契約締結のために契約内容の詳細について協議する。

(4) 契約の締結

市は、特別目的会社と本事業にかかる事業契約を締結する。

(5) 事業準備期間

落札者及び受注者は、落札者が市に提出し確認を受けた学習計画書に基づいて、市が保有する本件施設に関する書類等の確認及び本件施設の視察を行う。また、落札者及び受注者は、本件施設に関して書面により質問することができ、市は、取扱説明書又は各種作業の報告書等、施工企業及び既存運営維持管理事業者等が提出した資料に記載されている範囲内で回答を行う。詳細については、募集要項に示す。

7 著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができる。

Ⅲ 受注者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準・仕様

受注者は、募集要項及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、運営期間中及びその後の施設解体時に支障が生じないように、本件施設の要求水準を満たし、適切な運営維持管理業務を行うこと。

2 想定されるリスク及び分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる者がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。

本件施設の運営維持管理業務の責任は原則として受注者が負うことになるが、市が責任を分担すべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負う。

(2) 想定されるリスクの分担

市と受注者のリスク分担は、原則として添付資料①「事業に係るリスク分担」の表によるものとし、その詳細については、募集要項に示す。

3 市による事業の実施状況の監視

(1) 基本的な考え方

市は、受注者による本件施設の運営維持管理業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、本件施設の運営維持管理状況の監視を行う。受注者は、運営期間中、本件施設の要求水準を満たせるよう、適切な運営維持管理業務を行うこと。落札者及び受注者は運営維持管理業務に関する考え方を示すため、事業準備期間及び運営期間における学習計画書、事業実施計画書及び事業継続計画書を提出し、市の確認を受けること。

(2) 運営段階

市は、受注者と毎年度本件施設の維持管理の方法について協議及び維持管理の状況を確認し、必要に応じて事業実施計画書及び事業継続計画書を本件施設の現状に即した内容に改定するよう受注者に求めることができる。監視にあたっては、市は必要に応じ第三者機関よりアドバイスを求めることができる。

原則として、監視により確認された本件施設の運営維持管理業務の状態については公開される。また、本件施設の運営維持管理状態の監視により、事業契約で定められた要求水準の低下が認められる事態の発生と判断される場合には、市は受注者に改善を要求し、一定の猶予期間を設けた上で、委託費の減額等の措置を受注者に対して講

じることができる。その詳細については、募集要項に示す。

(3) 事業期間終了段階

市は、本件施設について令和19年度までの稼働を予定しているが、市の新たな施設整備の方針によって、本事業への影響や新たな作業が生じる可能性がある。これらについて、受注者は協議に応じること。

IV 事業実施計画等の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

基本協定、事業契約、これに基づく事業実施計画等の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて、市と受注者は誠意をもって協議する。この場合、協議の不調等による事業契約等に関する紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

V 事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項

1 基本的な考え方

本事業では、事業契約等の規定に基づき、令和 20 年 3 月 31 日まで運営維持管理業務が適切に実施される必要がある。このため、事業契約書等には、事業期間において本事業の継続が困難になった場合（受注者の経営破綻、又はその恐れが生じた場合等）の責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応する。

受注者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合、受注者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、市は受注者に一定の猶予期間を与え、受注者の事業遂行能力の回復を待つ。ただし、公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合、あるいは受注者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合には、市は、受注者との事業契約を解除し、本件施設の運営維持管理業務を実施する新たな民間事業者を募集する。

なお、受注者は、本事業の事業契約解除後一年以内に、受注者が行った本事業の業務に起因して、性能未達事態が発生したこと又は本件施設の運営に係る施策に重大な支障が発生したことを市が立証した場合には、受注者は自らの費用で補修等必要な対応を行うこと。

2 契約保証金等

市は、事業の継続が困難となった場合及び公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合、あるいは受注者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合を想定し、受注者に契約保証金を設定させ、かかる損害への担保とする。この場合、受注者又は出資企業が負う違約金債務等の責任限度の詳細については、募集要項に示す。

VI その他事業の実施に関し必要な事項

1 実施方針等に関する意見・質問の受付

実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問がある場合は、添付資料③「実施方針等に関する意見・質問書」を郵送、FAX 又は電子メールにより、下記の提出期間内までに提出すること。なお、電話等による問い合わせには応じないので留意すること。

[意見・質問書の提出先]

橿原市役所 環境部 環境政策課

(住 所) 〒634-8586 奈良県橿原市八木町 1-1-18

(F A X) 0744-24-9716

(E-mail) kankyoseisaku@city.kashihara.nara.jp

[意見・質問書の提出期限]

令和5年2月17日（金）17:00 まで

2 実施方針等に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は下記日程で市のホームページに公表する。なお、提出のあった意見・質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものであり、必ずしも全ての意見・質問について回答するものではない。

[意見・質問への回答]

令和5年3月10日（金）予定

3 実施方針等の変更

実施方針・要求水準書（案）の公表後、意見・質問を踏まえ、実施方針の内容を見直し変更することがある。

事業に係るリスク分担

市と受注者とのリスク分担の概要は下表のとおりである。詳細は事業契約書に定める。

リスク項目	概要	分担			
		市	受注者		
共通	制度・法令リスク	関連法令等・許認可の変更等に係るリスク		○	
	税制リスク	受注者の利益に課せられる税制度の変更（例；法人税等）、新税創設に伴うリスク			○
		上記以外の税制度の変更、新税創設に伴うリスク		○	
	物価変動リスク	一定の範囲内（1.5%）での物価変動に係るリスク			○
		一定の範囲内（1.5%）を超えた物価変動に係るリスク		○	
	政治リスク	政策方針の変更等による事業の停止・変更に係るリスク		○	
	不可抗力リスク	天災等により事業の実施が不可能となる場合のリスク		○	
		一定の範囲（1%）内	天災等による損害が発生し、修復のため事業の遅延が発生する場合のリスク		○
		一定の範囲（1%）外		○	
	住民反対リスク	受注者の責めに帰すべき事由による場合のリスク			○
上記以外の場合のリスク		○			
第三者賠償	受注者の責めに帰すべき事由による場合のリスク			○	
	上記以外の場合のリスク		○		
運営段階	性能リスク 委託費超過リスク	提示条件の不備や、要求変更等、市の責めに帰すべき事由による場合のリスク		○	
		その他施設の運営維持管理業務において、本事業契約に規定する仕様及び性能の未達成等、受注者の責めに帰すべき事由による場合のリスク			○
	施設・設備 損傷リスク	事故や火災等により施設が破損した場合のリスク			○
		第三者の責めに帰すべき事由により施設が破損した場合のリスク		○	
	不適正ごみ 混入リスク	受注者の善良なる管理者の注意義務違反の場合のリスク			○
		受注者の善良なる管理者の注意義務を以ってしても排除できない場合のリスク		○	
新技術等の導入	技術革新に伴い新技術等を導入した場合において、市の責めに帰すべき事由により運営コストが増大した場合のリスク		○		
	上記以外の場合のリスク			○	
ごみ量変動リスク	搬入する本件廃棄物のごみ量が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のリスク		○		
事業終了段階での 施設の性能確保 ※ 契約期間満了時を除く	事業契約解除後一年間にわたる施設の性能確保が未達の場合のリスク			○	

※ ごみ量については、上限を本件施設の受入可能量とし、下限を2,500 t/年として、これを逸脱した際は委託費について協議を行う。なお、令和19年度については、新施設の試運転に伴い本件施設での処理量が予想より減少する可能性があるが、上記に則り必要に応じて協議を行う。

委託費支払方法の概要

委託費支払方法の概要をまとめたもので、詳細は募集要項(事業契約書(案))において示す。

1. 委託費の構成と算出方法

1) 委託費の構成

市から受注者に支払う委託費は、固定費 1、固定費 2 または固定費 3、変動費の合算として算出する。それぞれの費用の内容を以下に示す。

費用	内容
委託費	市から受注者に支払う委託費。以下の式により算出する。 <執務室利用開始前 ^{※1} > $(委託費) = (固定費 1) + (固定費 2) + (変動費)$ <執務室利用開始後 ^{※2} > $(委託費) = (固定費 1) + (固定費 3) + (変動費)$
固定費 1	委託費のうち、本件廃棄物の受入量に関わらず、本件施設の運営維持管理業務に伴って一定の費用が生じる固定的な経費。
固定費 2	委託費のうち、プラザ棟内の居室を、貸館利用する際の用役提供や維持管理に係る経費。
固定費 3	委託費のうち、事業担当課以外がプラザ棟内の居室を、執務室利用する際の用役提供や維持管理に係る経費。
変動費	委託費のうち、本件廃棄物の受入量に応じて必要とする費用が変動する変動的な経費。 $(変動費) = (変動費原単位※3) \times (本件廃棄物の受入量)$

※1 執務室利用開始前：運営期間開始時において貸館利用を行っている期間。貸館利用から執務室利用に移行する際に発生する工事・改修期間を含む。

※2 執務室利用開始後：執務室利用が開始された日以降の期間。

※3 変動費原単位：本件廃棄物の受入量、1t あたりの変動的な経費単価 (円/t)。
 処理対象物の種類ごとに設定する。

処理対象物①：破碎処理＋選別処理 (可燃・不燃粗大ごみ、有害物・小型家電)

処理対象物②：選別処理 (カン、ビン、ペットボトル、プラボトル)

処理対象物③：保管処理 (新聞・雑誌類・ダンボール)

2) 委託費の算出方法

委託費を構成する固定費 1、固定費 2、固定費 3、変動費は、以下の考え方にに基づき、落札者が入札時に提出した事業計画書における金額及びその計算根拠をもとに、具体的な数値を決定する。

費用	費用の考え方
固定費 1	<p>以下の費用を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転経費のうち電気料金等（基本料金及びガス使用料金） ・ 日常点検、定期点検、部品等の調達、補修（特定部品の調達を含む）にかかる経費 ・ 保険料等、その他固定的な経費
固定費 2	<p>執務室利用開始前に、貸館利用する際の以下の費用を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気料金、水道料金、ガス料金（実際の使用量が把握できないため、募集要項に示す執務室利用開始前の光熱水使用見込量を参考としてそれぞれ算定した費用により、固定的に取り扱うこと。） ・ 日常点検、定期点検、補修、その他固定的な経費（固定費 1 に含むものを除く。） <p>貸館利用がされていない場合でも必要となる経費は固定費 1 に含む。</p>
固定費 3	<p>執務室利用開始後に、事業担当課以外が居室利用する際の以下の費用を含む。</p> <p>なお、固定費 3 は想定する利用範囲の居室を全て執務室利用したとして落札者が提示した金額を基準とし、実際の利用面積に応じた率を乗じてその費用を算出する。1 円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気料金、水道料金、ガス料金（実際の使用量が把握できないため、募集要項に示す執務室利用開始後の光熱水使用見込量を参考としてそれぞれ算定した費用により、固定的に取り扱うこと。） ・ 日常点検、定期点検、補修、その他固定的な経費（固定費 1 に含むものを除く。） <p>執務室利用がされていない場合でも必要となる経費は固定費 1 に含む。</p>
変動費	<p>以下の費用を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転経費のうち、電気料金（従量料金）、用役費（燃料費・水道料金等）

2. 委託費の支払方法

市は、委託費として固定費 1、固定費 2 または固定費 3、変動費を受注者に月に 1 回支払う。

3. 物価上昇等の経済変動に関する委託費の見直し

事業期間における物価上昇等の変動可能性のある経済要素については、原則、以下の考え方に従い、委託費へ反映させる。

- ① 委託費の見直しは、毎年10月に前年9月から当該年8月までの評価指標と前々年9月から前年8月までの評価指標を比較して行う。なお、各評価指標は年間（9月から8月まで）の1ヶ月あたりの平均値を用いる。
- ② 委託費の見直しに関して、各対象費用の改定指数を評価指標の変化率より算出し、それぞれごとに±1.5%の許容範囲を置く。許容範囲については、初回は初期値（令和4年9月から令和5年8月までの評価指標）に対して、以降は各対象費用の直近の見直し後の評価指標に対して適用する。
- ③ 委託費の見直し時点から大幅に乖離が生じた場合、市と受注者は協議により委託費の見直しをすることができる。ただし、市による毎月の業務完了検査が完了した金額についてはこの限りではない。
- ④ 見直しに係る改定指数は、事業契約書において各対象費用に評価指標及び加重比率を定め、これを用い、対象費用、費目ごとに、評価指標の増減率と加重比率をそれぞれ乗じて得られた値を合計して求める。
- ⑤ ①から④による委託費の見直し以外の見直しが必要と市が認めた場合、市と受注者は協議できる。

4. 委託費の減額

事業契約書に定める事案が発生した場合に、発生した事案ごとに減額金額の計算方法により金額を算出し、合計した金額を委託費より差し引く。

減額金額は1日単位で計算し、毎月の委託費の支払時に精算する。なお、減額について1円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てる。

意見・質問 [/]

**第Ⅱ期リサイクル館かしはら長期包括運営委託事業
実施方針等に関する意見・質問書**

1 提出者

提出者： (企業名)
(担当者名)
連絡先： (所在地)
(電話番号)
(FAX 番号)
(E-mail)

2 意見・質問等の内容

番号※ ¹	区分※ ²	文書名	頁	項目番号	項目名	内容
1	意見 質問					
2	意見 質問					
3	意見 質問					
4	意見 質問					
5	意見 質問					

※1 複数枚になる場合、2枚目以降の番号は通し番号を付すこと。

※2 区分欄は「意見」・「質問」の区別がつくように記載すること。